

令和5年度における司法行政文書の管理の状況について

令和7年4月

最高裁判所事務総局秘書課

目 次

はじめに.....	3
I 対象裁判所.....	4
II 対象期間	4
III 報告の概要.....	4
1 ファイルの作成等の状況.....	4
(1) 保有しているファイル数	5
(2) ファイルの媒体の種別.....	6
2 保存期間が満了したファイルの移管・廃棄等の状況	7
3 文書管理に係る研修の実施状況	9
4 点検及び監査の実施状況.....	10
(1) 点検の実施状況.....	10
(2) 監査の実施状況.....	11
5 司法行政文書の紛失等の状況.....	11
(1) 司法行政文書の紛失等の状況	11
(2) 職員の処分の状況	12
6 秘密文書の管理状況.....	14
＜資 料＞	
資料1 ファイルの保有数及び媒体の種別.....	16
資料2 保存期間が満了したファイルの移管・廃棄等の状況.....	17
資料3 研修の実施状況.....	18
資料4 点検及び監査の実施状況.....	19
資料5 監査の実施状況（主な指摘事項及び改善等措置状況）	20
資料6 紛失、誤廃棄等の状況.....	21
資料7 紛失等を除く不適切な文書管理事案の状況.....	22

はじめに

裁判所の文書の管理の在り方については、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）附則第13条第2項において、同法の趣旨、裁判所の地位及び権能等を踏まえ検討を行うことと規定されている。

裁判所では、同法の趣旨を踏まえて、司法行政文書の管理について、平成24年12月6日付け最高裁秘書第003545号事務総長通達「司法行政文書の管理について」（以下「管理通達」という。）、同日付け最高裁秘書第003546号秘書課長通達「最高裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」（以下「最高裁実施通達」という。）、同日付け最高裁秘書第003547号秘書課長通達「下級裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」（以下「下級裁実施通達」という。）及び平成30年11月30日付け最高裁秘書第4957号秘書課長通達「秘密文書管理要領について」（以下「秘密文書管理要領」という。）を定めること等により、司法行政文書の適正な管理を図ることとしている。その状況を把握するため、管理通達記第8の3においては、高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の長は、司法行政文書の管理状況（地方裁判所にあつては、管内の簡易裁判所の管理状況を含む。）について、毎年度、秘書課長に報告しなければならないと定めており、同4においては、秘書課長は、毎年度、最高裁判所の管理状況及び当該報告について、その概要を公表することとされている。

本資料は、令和5年度における司法行政文書の管理の状況について、各裁判所からの報告を受け、最高裁判所の状況も加えた上でその概要を取りまとめたものである。

※ 割合で示した数値は、小数点以下第2位（特に注記をした場合を除く。）を四捨五入しているため、個々の数値の合算と合計とが一致しない場合がある。

I 対象裁判所

高等裁判所（8庁）、地方裁判所（50庁）及び家庭裁判所（50庁）（高等裁判所にあつては支部、地方裁判所にあつては支部及び管内の簡易裁判所、家庭裁判所にあつては支部及び出張所を含む。）

なお、地方裁判所及び家庭裁判所については、両裁判所の司法行政文書を一括して管理している場合があることから、両裁判所を合わせた数値を掲載している箇所がある（当該箇所にはその旨を注記した。）。

おつて、最高裁判所においても同様の調査を実施した。

II 対象期間

令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の状況（※）

時点を問うものについては、令和6年4月1日時点の状況

※ ただし、令和5年度に新規に作成されたファイルについては、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに作成された会計年度管理ファイル及び令和5年1月1日から令和5年12月31日までに作成された司法年度（暦年）管理ファイルを対象としている。

III 報告の概要

1 ファイルの作成等の状況

裁判所の職員は、裁判所における経緯も含めた意思決定に至る過程及び裁判所の事務の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならないとされている（管理通達記第3の1）。これに基づき、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書であつて、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有する「司法行政文書」（管理通達記第1の2の(1)）は、その保存期間を1年以上とするものについては、能率的な事務の処理及び司法行政文

書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有するものを一の集合物（以下「ファイル」という。）にまとめなければならないとされている（管理通達記第1の2の(6)及び第4の1）。

(1) 保有しているファイル数

裁判所が保有しているファイルの数は、表1のとおり、297,130ファイルであり、その内訳は、最高裁判所が14,041ファイル（4.7%）、高等裁判所が20,814ファイル（7.0%）、地方裁判所と家庭裁判所の合計が262,275ファイル（88.3%）となっている。

このうち、令和5年度に新規に作成されたファイルは、58,429ファイルであり、その内訳は、最高裁判所が2,380ファイル（4.1%）、高等裁判所が4,166ファイル（7.1%）、地方裁判所と家庭裁判所の合計が51,883ファイル（88.8%）となっている。

令和4年度と比べると、保有しているファイル数は2,632ファイル（対前年度△0.9%）減少している。

表1 保有しているファイル数

(各欄の上段の単位：ファイル)

ファイル数		総数	最高裁判所	高等裁判所	地方裁判所及び家庭裁判所
令和5年度		297,130	14,041	20,814	262,275
		100.0%	4.7%	7.0%	88.3%
うち新規		58,429	2,380	4,166	51,883
		100.0%	4.1%	7.1%	88.8%
令和4年度		299,762	13,313	20,380	266,069
		100.0%	4.4%	6.8%	88.8%
うち新規		60,171	2,197	4,071	53,903
		100.0%	3.7%	6.8%	89.6%
令和3年度		302,506	13,074	20,235	269,197
		100.0%	4.3%	6.7%	89.0%
うち新規		60,461	2,332	3,939	54,190
		100.0%	3.9%	6.5%	89.6%
令和2年度		303,990	12,608	20,109	271,273
		100.0%	4.1%	6.6%	89.2%
うち新規		60,067	2,161	3,854	54,052
		100.0%	3.6%	6.4%	90.0%
令和元年度		309,484	12,366	20,216	276,902
		100.0%	4.0%	6.5%	89.5%
うち新規		62,499	2,240	4,028	56,231
		100.0%	3.6%	6.4%	90.0%

(注) 1 「うち新規」は、新規に作成されたファイル数で、内数を表す。

2 各欄の下段は、ファイル数の総数に占める割合を表す。

(2) ファイルの媒体の種別

裁判所が保有している全てのファイル(297,130ファイル)について、その媒体の種別ごとにみると、表2のとおり、紙媒体が213,644ファイル(71.9%)、電子媒体が31,408ファイル(10.6%)、電子と紙の両方を含むものが52,078ファイル(17.5%)となっており、令和4年度と同様に、紙媒体がその大多数を占めている。

一方で、令和4年度と比べると、令和5年度に新規に作成・取得したファイルの電子媒体(電子と紙の両方を含むファイルを含む。)の割合が、27.9%から42.3%と増加し、全てのファイルに占める電子媒体(電子と紙の両方を含むファイルを含む。)の割合も24.2%から28.1%と増加している。

なお、電子と紙の両方を含むファイルとは、1つのファイル中に電子媒体と紙媒体という異なる種別が含まれているものをいう。

表2 ファイルの媒体の種別

(各欄の上段の単位：ファイル)

ファイル数		(総数)	紙媒体	電子媒体	電子媒体と紙媒体の両方を含むもの	その他の媒体
令和5年度		297,130	213,644	31,408	52,078	0
		100.0%	71.9%	10.6%	17.5%	0.0%
うち新規		58,429	33,687	15,121	9,621	0
		100.0%	57.7%	25.9%	16.5%	0.0%
令和4年度		299,762	227,216	18,562	53,984	0
		100.0%	75.8%	6.2%	18.0%	0.0%
うち新規		60,171	43,369	5,316	11,486	0
		100.0%	72.1%	8.8%	19.1%	0.0%
令和3年度		302,506	231,933	16,421	54,152	0
		100.0%	76.7%	5.4%	17.9%	0.0%
うち新規		60,461	47,981	3,216	9,264	0
		100.0%	79.4%	5.3%	15.3%	0.0%
令和2年度		303,990	232,416	14,486	57,088	0
		100.0%	76.5%	4.8%	18.8%	0.0%
うち新規		60,067	47,966	2,308	9,793	0
		100.0%	79.9%	3.8%	16.3%	0.0%
令和元年度		309,484	232,564	15,520	61,400	0
		100.0%	75.1%	5.0%	19.8%	0.0%
うち新規		62,499	49,620	1,804	11,075	0
		100.0%	79.4%	2.9%	17.7%	0.0%

(注) 1 「電子媒体」は、CD、DVD、電子決裁システム等で管理されるファイルを表す。

2 「うち新規」は、当該年度に新規に作成されたファイル数で、内数を表す。

3 各欄の下段は、ファイル数の総数に占める割合を表す。

2 保存期間が満了したファイルの移管・廃棄等の状況

ファイルは、適正な管理とともに効率的に業務に使用できるよう、適切に分類

し、分かりやすい名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定することとされている（管理通達記第4の1の(3)及び2）。

そして、裁判所の各部署における司法行政文書の管理の実施の責任者である文書管理者は、ファイルの保存期間が満了したときは、保存期間及び保存期間の満了する日を延長又は移管をする場合を除き、当該ファイルを廃棄しなければならないとされており（管理通達記第7の3の(2)）、廃棄をしようとする場合、最高裁判所においては、あらかじめ、文書管理事務を総括する総括文書管理者と協議しなければならない（最高裁実施通達記第11の2の(1)）、下級裁判所においては、総括文書管理者の承認を得て、速やかに行わなければならない（下級裁実施通達記第11の2の(1)）。

なお、移管をすべき司法行政文書がまとめられているファイルについては、申合せに基づき、最高裁判所から内閣総理大臣に移管している（公文書等の管理に関する法律第14条第1項）。

裁判所において、令和5年度に保存期間が満了したファイル（当初満了予定であったが保存期間を延長したものを含む。）は、67,501ファイルであり、その移管・廃棄等の状況を見ると、表3のとおり、「移管」することとされたものが79ファイル（0.1%）、「廃棄」することとされたものが60,803ファイル（90.1%）、保存期間を「延長」することとされたものが6,619ファイル（9.8%）となっている。

令和4年度と比べると、「移管」することとされたファイル数が98ファイル減少、「廃棄」することとされたファイル数が2,568ファイル減少、「延長」することとされたファイル数が1,380ファイル増加している。

表3 保存期間が満了したファイルの移管・廃棄等の状況

(各欄の上段の単位：ファイル)

保存期間満了ファイル数				
	(総数)	移管	廃棄	延長
令和5年度	67,501	79	60,803	6,619
	100.0%	0.1%	90.1%	9.8%
令和4年度	68,787	177	63,371	5,239
	100.0%	0.3%	92.1%	7.6%
令和3年度	64,186	42	61,658	2,486
	100.0%	0.1%	96.1%	3.9%
令和2年度	65,895	40	63,926	1,929
	100.0%	0.1%	97.0%	2.9%
令和元年度	64,677	81	61,534	3,062
	100.0%	0.1%	95.1%	4.7%

(注) 各欄の下段は、ファイル数の総数に占める割合を表す。

3 文書管理に係る研修の実施状況

司法行政文書の管理を適正かつ効果的に行うためには、文書管理の意義を十分に理解させるとともに、文書管理に必要な知識・技能を習得させ、及び向上させることが重要であり、総括文書管理者は、職員に対し、必要な研修を行うものとされている（管理通達記第9）。

裁判所における研修の実施状況を見ると、表4のとおり、延べ444回の研修を実施しており、このうち一般職員を主な対象とした研修（対象者が「その他」に該当するもの）が324回（73.0%）を占めている。

研修の参加職員数をみると、延べ3,184人が参加している。

令和4年度と比べると、参加職員数は減少しているが、研修の実施回数は増加している。

表4 研修の実施状況

(単位：回、人)

研修の実施回数		444 (407)
対象者別	新規採用職員	76
	転入者	12
	文書管理者又は文書管理担当者	32
	その他	324
研修の参加職員数		3,184 (3,846)

(注) ()内は、令和4年度のもの。

4 点検及び監査の実施状況

文書管理者は、その管理する司法行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回、点検を行うこととされている（管理通達記第8の1の(1)）。

また、裁判所における文書管理に関するコンプライアンスを確保するための責任者である監査責任者は、司法行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度1回、監査を行うこととされている（管理通達記第8の1の(2)）。

(1) 点検の実施状況

裁判所の点検の実施状況をみると、表5のとおり、全文書管理者1,332人のうち、1,331人（99.9%）の文書管理者が点検を実施している。

なお、1人の文書管理者が点検を実施していないが、その理由は、点検の実施時期に文書管理者が不在であったためであった。しかし、司法行政文書管理の適正確保のため点検を通じた継続的な指導等を行う必要があるところ、実施時期に遅れた場合であっても、実施可能となった時点ですみやかに点検を実施し、職員一人一人の司法行政文書管理に関する意識・知見の向上に努めるよう指導した。

表5 点検の実施状況

(各欄の上段の単位：人)

文書管理者数			
	(総数)	点検を実施	点検を未実施
令和5年度	1,332 100.00%	1,331 99.92%	1 0.08%
令和4年度	1,334 100.00%	1,332 99.85%	2 0.15%
令和3年度	1,326 100.00%	1,325 99.92%	1 0.08%
令和2年度	1,323 100.00%	1,319 99.70%	4 0.30%
令和元年度	1,317 100.00%	1,314 99.77%	3 0.23%

(注) 1 本表については、小数点以下第3位を四捨五入している。

2 各欄の下段は、文書管理者数の総数に占める割合を表す。

(2) 監査の実施状況

裁判所における監査の実施状況をみると、全ての裁判所（85庁）（地方裁判所と家庭裁判所の司法行政文書を一括して管理している場合はその庁を1として計上した数）で文書管理に係る監査が実施されている。そのうち、69庁において、「共用キャビネットに組織共用性のない個人的な資料が置かれていた」、「事務記録に貼付してある背表紙について、保存媒体及び保存場所の記載が現況と異なるものがあった」などの指摘事項がみられ、改善措置等が講じられている（資料5参照）。

5 司法行政文書の紛失等の状況

(1) 司法行政文書の紛失等の状況

司法行政文書の紛失及び誤廃棄（以下5において「紛失等」という。）は、被害の拡大防止や事務への影響の最小化等の観点から、組織的に対応すべき重大な事態であることに鑑み、文書管理者は、その管理する司法行政文書の紛失等が明らかとなった場合には、直ちに総括文書管理者に報告しなければならない

い（管理通達記第8の2の(1)）。

令和5年度においては、各裁判所における文書管理に係る点検の結果などにより、表6のとおり、26件の紛失等事案が判明した。

これらの紛失等の原因としては、文書の保管が適切に行われておらず紛失したもの、廃棄時の確認を適切に行わなかったことで廃棄対象文書と混在し誤廃棄したものなどがみられた。

なお、これらの紛失等事案については、各裁判所において、総括文書管理者への報告がなされ、職員への指導、復元措置、業務手順の見直し等といった事案への対応、再発防止策等の措置がとられている。

○紛失等の事案と再発防止策の事例

➤ 廃棄作業において、廃棄簿とファイルの現物との照合作業が確実に行われなかった結果、廃棄すべきファイルと名前が似ている他のファイルとを取り違い、誤廃棄した事案

⇒ ・関係者への注意喚起、指導等

・関係者以外の職員への注意喚起、適正管理の周知徹底等

・業務手順、マニュアル等の見直し

(2) 職員の処分の状況

司法行政文書の紛失等のほか、文書管理に係る不適切事案が発生した場合には、当該事案の内容、社会への影響等を勘案した上で、必要に応じ、各裁判所において職員の処分を行うこととなる。令和5年度の職員の処分の状況を見ると、表6及び表7のとおり、1件の不適切な文書管理事案において懲戒処分が行われ、同事案において公表が行われた。

表6 紛失等の状況

(単位：件)

紛失等事案の件数 (総数)		事案別		対応別						
				再発防止のための措置				復元措置を行った件数	事案の公表を行った件数	懲戒処分を行った件数
		紛失	誤廃棄	関係者への注意喚起、指導等	関係者以外への注意喚起等	業務手順、マニュアル等の見直し	その他			
令和5年度	26	20	6	22	16	13	0	13	0	0
令和4年度	28	21	7	25	20	15	1	15	0	0
令和3年度	25	19	6	18	18	18	1	19	0	0
令和2年度	22	19	3	19	12	14	1	15	0	0
令和元年度	22	13	9	19	12	16	0	7	0	0

- (注) 1 必ずしも誤廃棄したといえない事案は、「紛失」に計上した。
 2 「再発防止のための措置」については、1事案に複数の措置がとられているものがあるため、件数と当該措置の数の合計が一致しない。

表7 紛失等を除く不適切な文書管理事案への対応

(単位：件)

	紛失等を除く不適切な文書管理事案の件数 (懲戒処分が行われたものに限る。)	対応別				
		再発防止のための措置				事案の公表を行った件数
		関係者への注意喚起、指導等	関係者以外への注意喚起等	業務手順、マニュアル等の見直し	その他	
令和5年度	1	1	1	1	0	1
令和4年度	0	0	0	0	0	0
令和3年度	0	0	0	0	0	0
令和2年度	0	0	0	0	0	0
令和元年度	0	0	0	0	0	0

- (注) 「再発防止のための措置」については、1事案に複数の措置がとられているものがあるため、件数と当該措置の数の合計が一致しない。

6 秘密文書の管理状況

公表しないこととされている情報が記録された司法行政文書のうち秘密保全を要する司法行政文書（以下「秘密文書」という。）の管理として、極秘文書（秘密保全の必要が高く、その漏えいが国の安全、利益に損害を与えるおそれのある情報を含む司法行政文書）及び秘文書（極秘文書に次ぐ程度の秘密であって、関係者以外には知らせてはならない情報を含む極秘文書以外の司法行政文書）を指定し、管理通達及び秘密文書管理要領に則り管理することとされている（管理通達記第10）。

令和5年度において新規作成したファイルに秘密文書が含まれるものはなかった。

<資料>

裁判所別内訳表

- 資料1 ファイルの保有数及び媒体の種別
- 資料2 保存期間が満了したファイルの移管・廃棄等の状況
- 資料3 研修の実施状況
- 資料4 点検及び監査の実施状況
- 資料5 監査の実施状況（主な指摘事項及び改善等措置状況）
- 資料6 紛失、誤廃棄等の状況
- 資料7 紛失等を除く不適切な文書管理事案の状況

資料1 ファイルの保有数及び媒体の種別

(単位:ファイル)

裁判所名		ファイル数					うち令和5年度中に新たに作成された数
		紙媒体	電子媒体 (※2)	電子媒体と紙媒体の両方を含むもの	その他の媒体 (※3)		
最高裁判所		14,041	8,705	1,923	3,413	0	2,380
高等裁判所	東京	3,361	2,756	246	359	0	644
	大阪	2,783	1,667	624	492	0	559
	名古屋	2,161	1,291	413	457	0	413
	広島	2,965	1,732	585	648	0	603
	福岡	2,603	1,231	525	847	0	508
	仙台	2,842	1,622	475	745	0	533
	札幌	2,185	1,034	468	683	0	436
	高松	1,914	908	378	628	0	470
	東京管内	東京 地裁	6,482	5,945	339	198	0
東京 家裁		2,563	1,321	235	1,007	0	559
横浜 地裁		5,701	5,197	61	443	0	1,113
横浜 家裁		2,369	1,453	64	852	0	492
さいたま 地裁		4,011	3,512	130	369	0	837
さいたま 家裁		1,956	1,514	116	326	0	390
千葉 地裁		5,203	4,860	159	184	0	980
千葉 家裁		2,595	2,280	87	228	0	515
水戸 地裁		4,098	3,525	90	483	0	966
水戸 家裁		1,216	1,076	118	22	0	261
宇都宮 地裁		3,728	2,987	159	582	0	764
宇都宮 家裁		1,909	1,553	69	287	0	353
前橋 地裁		4,298	3,630	108	560	0	771
前橋 家裁		1,876	962	72	842	0	338
静岡 地裁		5,091	4,561	128	402	0	952
静岡 家裁		2,419	1,619	68	732	0	500
甲府 地裁		2,093	1,646	87	360	0	397
長野 地裁		4,726	3,766	196	764	0	897
新潟 地裁		4,796	4,402	98	296	0	761
新潟 家裁		2,658	2,081	69	508	0	486
大阪管内		大阪 地裁	4,772	3,614	635	523	0
	大阪 家裁	2,431	1,647	432	352	0	522
	京都 地裁	3,838	2,784	596	458	0	847
	京都 家裁	1,789	1,191	357	241	0	338
	神戸 地裁	6,066	5,005	565	496	0	1,305
	神戸 家裁	3,327	2,384	649	294	0	678
	奈良 地裁	2,548	1,725	465	358	0	518
	大津 地裁	3,211	2,007	435	769	0	681
	和歌山 地裁	3,768	2,715	576	477	0	773
	和歌山 家裁						
名古屋管内	名古屋 地裁	5,030	4,083	490	457	0	952
	名古屋 家裁	2,195	1,314	424	457	0	399
	津 地裁	2,610	1,567	579	464	0	571
	津 家裁	881	401	270	210	0	154
	岐阜 地裁	3,980	2,829	447	704	0	744
	福井 地裁	2,923	1,715	561	647	0	431
	金沢 地裁	4,636	2,874	1,106	656	0	877
	富山 地裁	2,405	1,273	417	715	0	460
	富山 家裁	5,079	4,173	365	541	0	880
	山口 地裁	2,331	1,625	351	355	0	456
広島管内	山口 家裁	5,801	4,740	539	522	0	1,046
	岡山 地裁	5,328	4,361	336	631	0	1,046
	岡山 家裁	1,896	1,400	108	388	0	342
	鳥取 地裁	2,972	1,862	397	713	0	566
	松江 地裁	3,962	2,875	478	609	0	860
	福岡 地裁	5,127	3,709	586	832	0	1,138
	福岡 家裁	1,761	1,039	224	498	0	364
	佐賀 地裁	3,170	2,038	303	829	0	624
	長崎 地裁	3,180	2,245	239	696	0	691
	長崎 家裁	1,890	1,034	219	637	0	332
福岡管内	大分 地裁	2,846	1,572	479	795	0	652
	熊本 地裁	3,693	2,663	201	829	0	742
	熊本 家裁	2,335	1,438	209	688	0	431
	鹿児島 地裁	4,030	2,854	281	895	0	837
	宮崎 地裁	2,584	1,449	329	806	0	506
	宮崎 家裁	1,507	847	97	563	0	293
	那覇 地裁	2,509	1,478	335	696	0	615
	那覇 家裁	1,159	373	185	601	0	239
	仙台 地裁	4,434	3,390	481	563	0	915
	仙台 家裁	2,377	1,586	378	413	0	517
仙台管内	福島 地裁	3,855	2,905	211	739	0	776
	福島 家裁	2,044	1,375	236	433	0	391
	山形 地裁	4,574	3,258	706	610	0	881
	盛岡 地裁	5,850	4,051	358	1,441	0	1,049
	秋田 地裁	5,311	3,477	633	1,201	0	1,056
	青森 地裁	4,737	3,183	624	930	0	965
	札幌 地裁	5,529	4,376	618	535	0	1,085
	札幌 家裁	4,213	3,264	444	505	0	829
	函館 地裁	3,200	1,894	615	691	0	558
	旭川 地裁	3,916	2,656	487	773	0	730
札幌管内	釧路 地裁	4,410	3,204	374	832	0	743
	高松 地裁	2,419	1,720	295	404	0	513
	高松 家裁	2,069	1,457	237	375	0	441
	徳島 地裁	3,715	2,647	303	765	0	714
	高知 地裁	3,349	2,115	517	717	0	675
	松山 地裁	4,383	3,581	255	547	0	853
	松山 家裁	2,532	1,766	281	485	0	515
	計	297,130	213,644	31,408	52,078	0	58,429
	(割合)	100.0%	71.9%	10.6%	17.5%	0.0%	19.7%

※1 「地裁」及び「家裁」の表示がない庁は、地方裁判所及び家庭裁判所を合わせた数値を記載している。

※2 「電子媒体」は、CD、DVD、電子決裁システム等で管理されるファイルを表す。

※3 「その他の媒体」は、紙媒体及び電子媒体のいずれにも該当しないファイルを表す。

資料2 保存期間が満了したファイルの移管・廃棄等の状況

(単位:ファイル)

裁判所名		令和5年度に保存期間が満了したファイル数				
		廃棄	延長	移管		
最高裁判所		2,821	1,841	901	79	
高等裁判所	東京	739	562	177		
	大阪	491	426	65		
	名古屋	429	379	50		
	広島	653	541	112		
	福岡	556	496	60		
	仙台	570	548	22		
	札幌	458	389	69		
	高松	394	354	40		
地方裁判所・家庭裁判所(※)	東京管内	東京 地裁	1,612	1,514	98	
		東京 家裁	618	594	24	
		横浜 地裁	1,357	1,308	49	
		横浜 家裁	466	441	25	
		さいたま 地裁	995	924	71	
		さいたま 家裁	410	397	13	
		千葉 地裁	1,356	1,279	77	
		千葉 家裁	706	664	42	
		水戸 地裁	954	940	14	
		水戸 家裁	262	245	17	
	宇都宮 地裁	799	738	61		
	宇都宮 家裁	413	377	36		
	前橋 地裁	1,051	1,003	48		
	前橋 家裁	420	407	13		
	静岡 地裁	1,181	1,129	52		
	静岡 家裁	545	502	43		
	甲府 地裁	486	450	36		
	長野 地裁	942	824	118		
	新潟 地裁	1,252	1,208	44		
	新潟 家裁	606	588	18		
	大阪管内	大阪 地裁	1,093	1,016	77	
		大阪 家裁	520	500	20	
		京都 地裁	827	765	62	
		京都 家裁	356	322	34	
		神戸 地裁	1,391	1,322	69	
		神戸 家裁	666	619	47	
		奈良 地裁	530	492	38	
		大津 地裁	682	645	37	
		和歌山 地裁	870	823	47	
		和歌山 家裁	1,205	1,073	132	
	名古屋管内	名古屋 地裁	457	411	46	
		名古屋 家裁	551	534	17	
		津 地裁	180	167	13	
		津 家裁	1,873	1,274	599	
		岐阜 地裁	700	629	71	
		福井 地裁	1,023	867	156	
		富山 地裁	494	465	29	
		富山 家裁	1,241	1,181	60	
	広島管内	広島 地裁	521	488	33	
		山口 地裁	1,468	1,338	130	
		岡山 地裁	1,225	1,154	71	
		岡山 家裁	405	366	39	
		鳥取 地裁	687	599	88	
		松江 地裁	930	876	54	
		福岡 地裁	1,018	959	59	
		福岡 家裁	377	335	42	
		佐賀 地裁	684	618	66	
		長崎 地裁	696	640	56	
	福岡管内	長崎 家裁	424	370	54	
		大分 地裁	580	563	17	
		熊本 地裁	783	752	31	
		熊本 家裁	474	456	18	
		鹿児島 地裁	945	930	15	
		宮崎 地裁	611	462	149	
		宮崎 家裁	343	287	56	
		那覇 地裁	474	456	18	
		那覇 家裁	217	206	11	
		仙台管内	仙台 地裁	1,029	983	46
	仙台 家裁		460	435	25	
	福島 地裁		908	851	57	
	福島 家裁		454	424	30	
	山形 地裁		1,091	1,016	75	
	盛岡 地裁		1,148	1,102	46	
	秋田 地裁		1,230	1,125	105	
	青森 地裁		1,134	1,071	63	
	札幌管内	札幌 地裁	1,312	1,192	120	
		札幌 家裁	950	886	64	
		函館 地裁	816	659	157	
		旭川 地裁	836	762	74	
		釧路 地裁	1,104	548	556	
	高松管内	高松 地裁	535	480	55	
		高松 家裁	399	380	19	
		徳島 地裁	757	700	57	
		高知 地裁	742	699	43	
		松山 地裁	981	931	50	
	松山 家裁	552	531	21		
	計		67,501	60,803	6,619	79
	(割合)		100.0%	90.1%	9.8%	0.1%

※ 「地裁」及び「家裁」の表示がない行は、地方裁判所及び家庭裁判所を合わせた数値を記載している。

裁判所名	研修の実施回数					研修参加職員数
	新規採用職員	対象者別				
		転入者	文書管理者・ 文書管理担当 者	その他		
最高裁判所	13	1	3	0	9	502
高等裁判所	東京	8	5	1	1	70
	大阪	5	2	0	1	17
	名古屋	7	1	0	0	37
	広島	10	2	1	0	35
	福岡	8	3	0	0	16
	仙台	8	1	0	0	9
	札幌	8	1	0	0	14
	高松	5	1	0	1	9
東京管内	東京 地裁	7	1	0	0	135
	東京 家裁	2	0	0	0	75
	横浜 地裁	3	0	1	2	35
	横浜 家裁	2	1	0	0	12
	さいたま 地裁	1	0	0	1	43
	さいたま 家裁	12	3	0	1	24
	千葉 地裁	2	2	0	0	24
	千葉 家裁	18	4	0	0	50
	水戸 地裁	0	0	0	0	6
	水戸 家裁	1	1	0	0	9
	宇都宮 地裁	1	0	0	0	11
	宇都宮 家裁	5	0	0	5	8
	前橋 地裁	0	0	0	0	6
	前橋 家裁	5	0	0	0	8
	静岡 地裁	8	0	0	1	8
	静岡 家裁	0	0	0	0	4
	甲府 地裁	1	0	0	0	11
	長野 地裁	0	0	0	0	9
	新潟 地裁	1	0	0	0	22
	新潟 家裁	1	0	0	0	6
大阪管内	大阪 地裁	12	3	0	0	85
	大阪 家裁	1	0	0	1	51
	京都 地裁	6	0	0	2	40
	京都 家裁	13	3	0	0	34
	神戸 地裁	1	0	0	0	39
	神戸 家裁	3	0	0	1	23
	奈良 地裁	2	2	0	0	19
	大津 地裁	3	2	0	0	39
和歌山 地裁	1	0	0	1	43	
名古屋管内	名古屋 地裁	3	0	0	1	114
	名古屋 家裁	2	0	0	0	38
	津 地裁	2	0	0	0	36
	津 家裁	2	0	0	0	11
	岐阜 地裁	13	3	1	0	65
	福井 地裁	2	0	0	0	44
	金沢 地裁	20	3	0	3	43
富山 地裁	3	0	0	0	35	
広島管内	広島 地裁	1	0	0	0	54
	広島 家裁	1	0	0	0	30
	山口 地裁	1	0	0	0	54
	岡山 地裁	2	0	0	0	45
	岡山 家裁	2	0	0	0	24
	鳥取 地裁	8	1	0	0	17
	松江 地裁	0	0	0	0	16
福岡管内	福岡 地裁	16	3	1	1	94
	福岡 家裁	2	0	0	0	27
	佐賀 地裁	10	2	0	0	31
	長崎 地裁	9	2	0	0	43
	長崎 家裁	0	0	0	0	9
	天分 地裁	12	3	0	0	24
	熊本 地裁	1	0	0	0	30
	熊本 家裁	1	0	0	0	15
	鹿児島 地裁	1	0	0	0	46
	宮崎 地裁	1	0	0	0	31
那覇 地裁	6	2	0	0	11	
那覇 家裁	4	0	0	0	5	
仙台管内	仙台 地裁	15	1	0	0	38
	仙台 家裁	12	1	0	0	14
	福島 地裁	12	1	0	1	37
	福島 家裁	15	1	0	1	20
	山形 地裁	5	1	0	0	40
	盛岡 地裁	16	1	0	4	46
	秋田 地裁	12	1	0	0	26
青森 地裁	14	1	0	0	50	
札幌管内	札幌 地裁	1	0	0	0	58
	札幌 家裁	12	2	2	1	30
	函館 地裁	1	0	0	0	14
	旭川 地裁	2	0	1	1	35
高松管内	釧路 地裁	0	0	0	0	15
	高松 地裁	0	0	0	0	16
	高松 家裁	6	1	0	0	8
	徳島 地裁	2	0	0	1	45
	高知 地裁	6	4	1	0	40
	松山 地裁	2	2	0	0	29
松山 家裁	1	1	0	0	12	
計	444	76	12	32	324	3,184

※ 「地裁」及び「家裁」の表示がない庁は、地方裁判所及び家庭裁判所を合わせた数値を記載している。

資料4 点検及び監査の実施状況

裁判所名	点検を実施した文書管理者数	監査の実施状況			
		監査の実施の有無(※2)	指摘事項の有無(※3)		
			改善措置の実施の有無(※3)		
最高裁判所	43	○	○	○	
高等裁判所	東京	9	○	○	
	大阪	7	○	○	
	名古屋	7	○	○	
	広島	7	○	○	
	福岡	7	○	○	
	仙台	7	○	○	
	札幌	5	○	○	
	高松	5	○	○	
地方裁判所・家庭裁判所(※1)	東京管内	東京 地裁	25	○	○
		東京 家裁	10	○	○
		横浜 地裁	21	○	○
		横浜 家裁	9	○	○
		さいたま 地裁	21	○	○
		さいたま 家裁	9	○	○
		千葉 地裁	24	○	○
		千葉 家裁	12	○	○
		水戸 地裁	21	○	○
		水戸 家裁	9	○	○
		宇都宮 地裁	14	○	○
		宇都宮 家裁	7	○	○
	前橋 地裁	18	○	○	
	前橋 家裁	8	○	○	
	静岡 地裁	14	○	○	
	静岡 家裁	8	○	○	
	甲府	13	○	○	
	長野	30	○	○	
	新潟 地裁	16	○	○	
	新潟 家裁	9	○	○	
	大阪管内	大阪 地裁	24	○	○
		大阪 家裁	8	○	○
		京都 地裁	22	○	○
		京都 家裁	9	○	○
神戸 地裁		29	○	○	
神戸 家裁		14	○	○	
名古屋管内	奈良	16	○	○	
	大津	17	○	○	
	和歌山	21	○	○	
	名古屋 地裁	18	○	○	
	名古屋 家裁	9	○	○	
	津 地裁	18	○	○	
広島管内	津 家裁	8	○	○	
	岐阜	22	○	○	
	福井	16	○	○	
	金沢	17	○	○	
	富山	15	○	○	
	富山 家裁	15	○	○	
福岡管内	広島 地裁	20	○	○	
	広島 家裁	9	○	○	
	山口	28	○	○	
	岡山 地裁	17	○	○	
	岡山 家裁	7	○	○	
	鳥取	14	○	○	
	松江	22	○	○	
	福岡 地裁	24	○	○	
	福岡 家裁	15	○	○	
	佐賀	17	○	○	
仙台管内	長崎 地裁	22	○	○	
	長崎 家裁	10	○	○	
	大分	26	○	○	
	熊本 地裁	23	○	○	
	熊本 家裁	10	○	○	
	鹿児島	33	○	○	
	宮崎 地裁	13	○	○	
	宮崎 家裁	6	○	○	
高松管内	那覇 地裁	9	○	○	
	那覇 家裁	7	○	○	
	仙台 地裁	17	○	○	
	仙台 家裁	9	○	○	
	福島 地裁	17	○	○	
	福島 家裁	12	○	○	
札幌管内	山形	18	○	○	
	盛岡	29	○	○	
	秋田	26	○	○	
	青森	18	○	○	
	札幌 地裁	24	○	○	
	札幌 家裁	13	○	○	
高松管内	函館	14	○	○	
	旭川	24	○	○	
	釧路	23	○	○	
	高松 地裁	11	○	○	
	高松 家裁	6	○	○	
	徳島	18	○	○	
高松管内	高知	17	○	○	
	松山 地裁	17	○	○	
松山 家裁	8	○	○		
計(割合)	1,331 99.9%	85	69	69	

※1 「地裁」及び「家裁」の表示がない庁は、地方裁判所及び家庭裁判所を合わせた数値、監査の実施の有無等を記載している。

※2 「○」は監査を実施したもの、「-」は○に該当しないものを表す。

※3 「○」は当該項目に該当するもの、「-」は○に該当しないものを表す。

資料5 監査の実施状況(主な指摘事項及び改善等措置状況)

区分	指摘事項	改善等措置状況(※)
作成	<ul style="list-style-type: none"> ・定型的な案件の決裁文書について、伺い文の記載がない(省略している)ものがあった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務の跡付け・検証等の観点から、定型的な案件であっても記載するよう指導した。
保存	<ul style="list-style-type: none"> ・共用キャビネットに組織共用性のない個人的な資料が置かれていた。 ・書庫からの借出状況を客観的に確認可能な体制が敷かれていなかった。 ・事務記録に貼付してある背表紙について、保存媒体及び保存場所の記載が現況と異なるもの、分冊表示がされていないものがあった。 ・書庫に保存されている文書について、背表紙が貼付されていないものが多数あった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・共用スペースに保管している以上、組織共用性がないといえるか疑義があることから、資料を精査して事務処理上必要なものは資料登録するなどして規範に沿って適切に管理するよう指導した。 ・紛失防止のため、借出簿を備え付けたり、借り出す際に管理職員に報告した上、即日返還を徹底することとした。 ・背表紙の誤記載や修正漏れ、分冊数の表示の失念は、紛失や誤廃棄につながるおそれがあることから、現況に即した記載に修正するよう指導した。 ・背表紙の貼付作業を進めた。
移管、廃棄及び保存期間等の延長	<ul style="list-style-type: none"> ・保存期間が延長された事務記録の背表紙について、保存期間の記載を修正していないものがあった。 ・作成・取得年度の翌会計年度期末を超えて保有している短期保有文書がキャビネットに置かれていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保存期間の修正漏れは誤廃棄につながるおそれがあることから、修正するよう指導した。 ・文書の内容を確認し、整理を行い、事務処理上必要なものは資料登録するなど規範に沿って適切に管理するよう指導した。

※ 各庁において措置を講ずる予定であるものを含む。

裁判所名	紛失等事案の発生件数			事案への対応						
	紛失 (※2)	誤廃棄	関係者への 注意喚起、 指導等	再発防止のための措置(※3)				復元措置 を行った 件数	事案の公 表を行っ た件数	懲戒処分 を行った 人数 (※4)
				関係者以外への 注意喚起、 適正管理の徹 底周知等	業務手順、 マニュアル等 の見直し	その他				
最高裁判所	3	3	0	3	0	1	0	1	0	0
高等裁判所	東京	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大阪	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	名古屋	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	広島	1	1	0	1	1	1	0	0	0
	福岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	仙台	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	札幌	1	1	0	1	1	1	0	1	0
	高松	4	4	0	4	4	0	2	0	0
東京管内	東京 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	東京 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	横浜 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	横浜 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	さいたま 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	さいたま 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	千葉 地裁	1	0	1	1	0	0	0	0	0
	千葉 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水戸 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水戸 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	宇都宮 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	宇都宮 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	前橋 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	前橋 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	静岡 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	静岡 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	甲府 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	長野 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	新潟 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	新潟 家裁	1	1	0	0	1	0	0	0	0
大阪管内	大阪 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大阪 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	京都 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	京都 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	神戸 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	神戸 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	奈良 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大津 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
和歌山 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
名古屋管内	名古屋 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	名古屋 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	津 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	津 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	岐阜 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	福井 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金沢 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
広島管内	広島 地裁	1	0	1	1	0	0	0	0	0
	広島 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	山口 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	岡山 地裁	2	2	0	2	0	0	1	0	0
	岡山 家裁	1	1	0	1	0	0	0	0	0
福岡管内	鳥取 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	松江 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	福岡 地裁	1	0	1	1	1	0	1	0	0
	福岡 家裁	1	0	1	1	1	0	0	0	0
	佐賀 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	長崎 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	長崎 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大分 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	熊本 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	熊本 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鹿児島 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
仙台管内	鹿児島 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	宮崎 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	那覇 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	那覇 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	仙台 地裁	1	1	0	1	1	1	0	1	0
	仙台 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	福島 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
札幌管内	福島 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	山形 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	盛岡 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	秋田 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	青森 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	札幌 地裁	1	1	0	1	0	1	0	0	0
	札幌 家裁	1	0	1	1	1	1	0	0	0
高松管内	函館 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	旭川 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	釧路 地裁	4	4	0	1	4	4	4	0	0
	高松 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高松 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	徳島 地裁	1	0	1	1	1	1	0	1	0
	高知 地裁	1	1	0	1	0	1	0	0	0
高松管内	松山 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	松山 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	26	20	6	22	16	13	0	13	0	0

※1 「地裁」及び「家裁」の表示がない庁は、地方裁判所及び家庭裁判所を合わせた数値を記載している。
 ※2 必ずしも誤廃棄したといえない事案は、「紛失」に計上した。
 ※3 「再発防止のための措置」については、1事案に複数の措置がとられているものがあるため、件数と当該措置の数の合計が一致しない。
 ※4 「懲戒処分」とは、裁判所職員臨時措置法(昭和26年法律第299号)及び国家公務員法(昭和22年法律第120号)に基づく懲戒処分を表す。

(単位:件、人)

裁判所名	紛失等を除く不適切な文書管理事案の件数 (懲戒処分(※1)が行われたものに限る。)		事案への対応						
	文書作成義務 違反	その他不適切 文書管理	再発防止のための措置(※2)				事案の公 表を行った 件数	懲戒処分 を行った 人数 (※1)	
			関係者へ の注意喚 起、指導 等	関係者以 外への注 意喚起、適 正管理の 徹底周知 等	業務手 順、マ ニュアル 等の見直 し	その他			
最高裁判所	0	0	0	0	0	0	0	0	1
高等裁判所	東京	0	0	0	0	0	0	0	0
	大阪	0	0	0	0	0	0	0	0
	名古屋	0	0	0	0	0	0	0	0
	広島	0	0	0	0	0	0	0	2
	福岡	0	0	0	0	0	0	0	0
	仙台	0	0	0	0	0	0	0	0
	札幌	0	0	0	0	0	0	0	0
	高松	0	0	0	0	0	0	0	0
東京管内	東京 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	東京 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	横浜 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	横浜 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	さいたま 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	さいたま 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	千葉 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	千葉 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	水戸 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	水戸 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	宇都宮 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	宇都宮 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	前橋 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	前橋 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	静岡 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	静岡 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	甲府 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	長野 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	新潟 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	新潟 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪管内	大阪 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	大阪 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	京都 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	京都 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	神戸 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	神戸 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	奈良 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
大津 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	
和歌山 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	
名古屋管内	名古屋 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	名古屋 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	津 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	津 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	岐阜 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	福井 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	金沢 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
富山 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	
広島管内	広島 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	広島 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	山口 地裁	1	0	1	1	1	0	1	1
	岡山 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	岡山 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	鳥取 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	松江 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡管内	福岡 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	福岡 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	佐賀 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	長崎 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	大分 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	熊本 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	熊本 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	鹿児島 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	宮崎 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	那覇 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
仙台管内	仙台 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	仙台 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	福島 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	福島 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	山形 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	盛岡 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	秋田 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
青森 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0	
札幌管内	札幌 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	札幌 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	函館 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	旭川 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
高松管内	高松 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	高松 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	徳島 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	高知 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
高松管内	高松 地裁	0	0	0	0	0	0	0	0
	高松 家裁	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1	0	1	1	1	1	0	1	4

※1 「懲戒処分」とは、裁判所職員臨時措置法(昭和26年法律第299号)及び国家公務員法(昭和22年法律第120号)に基づく懲戒処分を表す。

※2 「再発防止のための措置」については、1事案に複数の措置がとられているものがあるため、件数と当該措置の数の合計が一致しない。

※3 「地裁」及び「家裁」の表示がない庁は、地方裁判所及び家庭裁判所を合わせた数値を記載している。